地域集会施設 利用案内	
利用方法 （申込みから利用当日まで）	学習等供用施設及び地域集会施設は23施設あります。 各施設の予約受付担当や鍵管理担当がいますので、予約受付担当へ電話し、施設予約をしてください。 活動にあった施設を紹介できますので、利用を検討される方は、地域振興課地域振興係へお問い合わせください。 【施設予約方法】 ①各施設の予約受付担当へ電話 ②施設の空き状況などを確認し予約する ③施設使用料の支払い ④鍵の受け渡し（利用日当日） ⑤施設利用 ⑥鍵の返却
申込み受付期間	基本的には利用日1週間前までの申し込みをお願いします。 （前後する場合がありますので、予約時にご確認ください）
キャンセル受付期間	・使用者が使用日の2日前までに使用の取消しを申し出たとき。 全額 ・使用者が使用日の前日までに使用の取消しを申し出たとき。 100分の50相当額
使用料減額・免除の対象 （減額の割合）	町内会や高齢者クラブなど免除や一部減額の対象となる団体があります。 詳しくは地域振興課へ問い合わせてください。
問合せ先	地域振興課地域振興係 電話：042-555-1111　内線202、203

産業福祉センター　利用案内	
利用方法 （申込みから利用当日まで）	①（※初回利用時のみ）産業福祉センター窓口にて利用申請書及び使用団体の概要がわかる資料を提出 ②使用する施設名・日時・団体名を電話で伝える（仮予約） ③仮予約を行った当日中に、窓口もしくはファクスで申込用紙を提出 ④窓口での使用料金支払い・承認書の受取（使用日まで） ⑤当日に窓口で承認書を提示・鍵の受取
申込み受付期間	○市内の企業が自ら経営改善などを目的とした活動のために使用する場合または市内企業のみによって構成される団体が産業振興などを目的とした活動のために使用する場合 使用月の3月前1日から ○その他の場合…使用月の前月1日から
キャンセル受付期間	・使用日の20日前までに使用の取消しを申し出たとき　全額 ・10日前までに使用の取消しを申し出たとき　100分の75相当額 ・5日前までに使用の取消しを申し出たとき　100分の50相当額
使用料免除の対象	市内企業や、市内企業のみで構成される団体が産業振興活動のために 使用する際は使用料が免除になる場合があります。詳しくは羽村市産業福祉センターへ問い合わせてください。
問合せ先	○予約申込・予約状況について 羽村市産業福祉センター　電話：042-579-6425 ○予約以外の内容について 産業振興課商工観光係　電話：042-555-1111　内線666、667

富士見公園クラブハウス ミーティングルーム　利用案内	
利用方法 （申込みから利用当日まで）	①富士見公園内のクラブハウス窓口にて利用者登録 ②羽村市公共施設予約システムから予約申込み ③窓口での使用料支払い・使用承認書の受取 ④利用日当日に使用承認書を窓口で提示・鍵の受取 ⑤施設使用 ⑥原状復帰・鍵の返却
申込み受付期間	○市内に住所又は事業所がある方・団体 使用する月の前月1日から当日まで ○上記に当てはまらない方・団体 使用日10日前から当日まで
キャンセル受付期間	使用日の5日前まで
使用料減額・免除の対象 （減額の割合）	スポーツ及びレクリエーションを目的とした 活動等での使用は減免の対象になる場合があります。 詳しくは下記へ問い合わせてください。
問合せ先	羽村市公園等指定管理者 電話：042-555-4342 土木課公園管理係 電話：042-555-1111　内線282、283